

○国立大学法人筑波技術大学産業技術学部履修細則

平成23年2月23日  
細則第6号

最終改正 平成28年2月24日細則第3号

国立大学法人筑波技術大学産業技術学部履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則1号）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成17年規程第76号。以下「履修規程」という。）に規定するもののほか、産業技術学部の専門領域及び履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(専門領域)

第2条 履修にあたって、次の表に定める専門領域を設ける。

学科・専攻名	専門領域名
産業情報学科情報科学専攻	情報科学
産業情報学科システム工学専攻	機械工学 建築工学
総合デザイン学科	環境デザイン学 製品デザイン学 視覚伝達デザイン学

(産業情報学科情報科学専攻における履修要件)

第3条 情報科学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1年次に専門基礎教育科目の中で、必修科目の修得単位数10単位以上を含んで12単位以上を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。
- (2) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合は、原則として「情報科学特別研究」の履修を制限する。

教養教育系科目	専門教育系科目	
	専門基礎教育科目	3年次までの専門教育科目
33単位以上（必修科目18単位以上を含む。）	22単位以上（必修科目18単位以上を含む。）	45単位以上（必修科目10単位以上を含む。）

(産業情報学科システム工学専攻における履修要件)

第4条 システム工学専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1年次に専門基礎教育科目の中で、「数学」、「解析学」を含む12単位以上を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。
- (2) 原則として、2年次への進級時に専門領域への配属を行う。
- (3) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合は、原則として「システム工学特別研究」の履修を制限する。

専門領域	教養教育系科目	専門教育系科目	
		専門基礎教育科目	3年次までの専門教育科目
機械工学	3 3 単位以上(必修科目 1 8 単位以上を含む。)	2 2 単位以上(必修科目 1 8 単位以上を含む。)	4 5 単位以上(必修科目 2 9 単位以上, 選択必修科目 4 単 位以上を含む。)
建築工学	3 3 単位以上(必修科目 1 8 単位以上を含む。)	2 2 単位以上(必修科目 1 8 単位以上を含む。)	4 5 単位以上(必修科目 3 1 単位以上を含む。)

(4) 機械工学領域においては、専門教育科目の選択必修科目 A 科目と B 科目の各 4 単位を超えて修得した単位は選択科目の卒業に必要な修得単位として認める。

(総合デザイン学科における履修要件)

第 5 条 総合デザイン学科における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 年次に専門基礎教育科目の中で、必修科目の修得単位数 1 0 単位以上を含んで 1 2 単位以上を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。
- (2) 原則として、2 年次への進級時に専門領域への配属を行う。
- (3) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合は、原則として「デザイン学特別研究」の履修を制限する。

教養教育系科目	専門教育系科目	
	専門基礎教育科目	3年次までの専門教育科目
3 3 単位以上(必修科目 1 8 単位以上を含む。)	1 8 単位以上(必修科目 1 6 単位以上を含む。)	4 9 単位以上(必修科目 2 3 単位以上 を含む。)

(その他)

第 6 条 修学基礎・総合教養科目「教養 A」又は「教養 B」の修得単位については、2 単位までを主題別教育科目の卒業に必要な修得単位として認めることができる。

- 2 「1」及び「2」が付されている組授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価(履修規程第 7 条に定める評語の成績)を得ていることを必要とする。ただし、教養教育系科目の「英語 2」の履修に当たっては、「英語 1」の単位を修得していることを必要とする。
- 3 学科長ならびに授業担当教員の承認が得られる場合には、他の学科・専攻・領域の開講する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4 単位までを専門基礎教育科目もしくは専門教育科目における選択科目の卒業に必要な修得単位として認めることができる。
- 4 各年次の履修に際しては、前年度までの単位修得状況により、指導や制限を加えることがある。
- 5 この細則に規定するもののほか、学則第 3 1 条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第 3 5 条第 4 項に規定する早期卒業要件に関し必要な事項は学部教授会において別に定める。

#### 附 則

この細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。